

業 務 委 託 仕 様 書

1. 一般事項

1) 業務名

令和 8 年度輪島市自動車騒音常時監視調査に係る面的評価業務

2) 業務目的

騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 18 条の規定に基づき、輪島市（以下「市」という。）内における主要幹線道路を対象として自動車騒音の状況の常時監視を実施する。そして、「自動車騒音常時監視マニュアルについて（技術的助言）」(平成 27 年 10 月 30 日環水大自発第 1510303 号) 及び「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」(平成 23 年 9 月 14 日付環水大自発第 110914001 号) に従い、面的評価支援システム(環境省水・大気環境局自動車環境対策課)の最新版を用いて評価対象路線の環境基準の達成状況の把握を行う。これにより、今後の総合的な道路環境の各種施策への反映を図る資料とする。

3) 業務期間

契約日から令和 9 年 3 月 19 日までとする。

4) 準拠法令等

- ① 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)
- ② 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
- ③ 騒音に係る環境基準(平成 10 年環境庁告示第 64 号)
- ④ 騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について(平成 23 年 9 月 14 日付環水大自発第 110914001 号)
- ⑤ 自動車騒音常時監視マニュアルについて（技術的助言）(平成 27 年 10 月 30 日環水大自発 1510303 号)
- ⑥ 輪島市諸規則
- ⑦ その他関係法令等

5) 調査地点

- ① 調査地点は別紙に示す道路交通センサス区間内の地点とする。
- ② 受注者は測定にあたり土地所有者等との調整等を行うものとする。
- ③ 測定に際して道路使用許可等が必要な場合は、受注者が測定区間を所轄する機関に必要な手続きを行うものとする。

6) 貸与資料等

本業務の遂行のため、以下のものを貸与する。

- ① 面的評価支援システム用パソコン
- ② 面的評価支援システム(環境省)
- ③ GIS エンジン「ActiveMap for.NET」(株式会社カーネル) (受託者が準備)
- ④ 数値地図 25000(空間データ基盤)(国土地理院) (環境省から入手し使用)
- ⑤ 令和3年度道路交通センサスデータ (受託者が準備)
- ⑥ 環境基準類型指定地域図、都市計画図
- ⑦ その他業務遂行上必要と認められる資料及び物品

7) 成果品の帰属

本業務で得た全ての成果品は市に帰属するものとし、市の承諾を得ずに許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。また、著作権について十分配慮すること。

8) 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、市に次の書類を提出しなければならない。

- ① 業務着手届
- ② 現場責任者及び技術管理者通知書
- ③ 実施計画書
- ④ 委託業務完了報告書
- ⑤ 成果品引渡書
- ⑥ その他必要書類

9) 打合せ等

- ① 業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は市と常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を資するものとし、その内容についてはその都度、受注者が議事録に記録し、相互に確認しなければならない。
- ② 市から業務の進捗状況等の報告を求められた場合、必要な書類を速やかに提出しなければならない。
- ③ 受注者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに市と協議するものとする。

10) 関係官庁への手続き等

- ① 受注者は、本業務の実施に当たっては、市が行う関係官庁への手続きに協力するものとする。

- ② 受注者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、又は協議を求められた場合は、誠意をもって対応し、その内容を議事録にまとめ、遅滞なく市に届け出なければならない。

1 1) 土地への立ち入り

- ① 受注者は、本業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地の植物を伐採し、垣・柵等を除去し、又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ市に報告するものとし、市の指示を受けて所有者の承諾を得るようとするものとする。

1 2) その他

- ① 調査等に当たっては、適切な危険防止の措置を講ずるとともに、近隣住民に迷惑とならないよう十分配慮すること。
- ② 自動車の使用時は、アイドリングストップ等を行い、適正運転を行うこと。
- ③ 受注者は、4) に示す法令等の改正等があった場合は、速やかに対応するものとする。
- ④ 受注者は、自動車騒音常時監視事務支援サイト(環境省水・大気環境局自動車環境対策課)の改正等があった場合に、それに基づいて速やかに対応するものとする。

2. 業務内容

1) システムの確認

貸与するパソコンで面的評価システム等のセットアップ状況の動作確認を行う。その際、受注者が最新版の輪島市住宅地図データベースを購入及びセットアップを行う。

※デジタル住宅地図「Zmap-TOWN II」の利用にあたっては、以下の事項を遵守すること。

<遵守事項>

当市に利用許諾されている Zmap-Town II の第三者の使用に係る許諾について株式会社ゼンリン(以下「ゼンリン」という。)が定める以下の事項を遵守すること。

地図の種類・利用範囲：Zmap-Town II 石川県輪島市

利用目的：面的評価支援システム

利用形態：GIS エンジン「面的評価支援システム(環境省)」版「ActiveMap for.NET」
(株 株式会社カーネル)

- ① 別途、ゼンリンから契約等において明示的に許諾されている場合を除き、上記記載事項の範囲を超えて、ゼンリンの地図の一部でも、複製、転記、抽出、加工、改変、 翻案、送信その他の利用をしないこと。
- ② 有償無償を問わず、また譲渡・使用許諾、送信その他方法の如何を問わず、ゼンリンの地図(形態の如何を問わず、その全部または一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。)の一部でも第三者に使用させないこと。
- ③ ゼンリンの書面による事前承諾がない限り、ゼンリンの地図の内容に修正、追加その他の改変を加えないこと。
- ④ 利用するゼンリンの地図が電子地図商品である場合、当該商品に記録されたデータを方法の如何を問わず解析しないこと。
- ⑤ ゼンリンの指定する利用料金をゼンリンの指定する方法でゼンリンに支払うこと。
- ⑥ 地図に誤字・脱字、地形・道路の位置ずれ、家・敷地の大きさの誤り等、表記上、内容上の誤りがあった場合およびゼンリンの地図を利用した結果、何らかのトラブル、 損害が当方または第三者に発生した場合であっても、ゼンリンは一切責任を負わない ことに同意すること。
- ⑦ その他、利用許諾の際にゼンリンが特に定める事項。 以上

2) 評価区間の設定

評価区間は、別紙に示す 1 路線を評価区間と設定する。

- ① 一般国道 249 号 門前町本市～門前町池田 L = 8.7 km

3) 現地調査

現地調査は以下の項目を実施する。

- ① 道路近傍における道路交通騒音測定（24 時間測定）
- ② 背後地における騒音測定(昼間 2 回、夜間 2 回、各 10 分間以上)
- ③ 交通量及び平均走行速度の測定(昼間 2 回、夜間 2 回、各 10 分間以上)

4) 面的評価

面的評価支援システム操作マニュアルに基づき、以下の作業を行う。

- ① 道路設定
- ② 沿道設定
- ③ 騒音設定
- ④ 騒音推計

5) 結果活用

面的評価支援システムを利用し以下のデータ等を作成する。

- ① 常時監視報告書
- ② 常時監視フォーマット
- ③ 環境 GIS フォーマット

6) 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ① 常時監視報告書 A4 版 1 部、電子媒体 1 部
調査概要、調査地点(概票、位置図、写真)、調査結果及び評価結果、
面的評価システム出力帳票、騒音計検定書
- ② 常時監視フォーマット
- ③ 環境 GIS フォーマット
- ④ 最新版の輪島市住宅地図データベース（輪島市に利用権のあるもの）

3. その他

- ① 面的評価システムの使用・操作にあたって、人件費、旅費等が発生する場合は、受注者の負担とする。
- ② 業務によって知り得た情報(データ)の機密を保持し、本業務目的以外に使用しないこと。
- ③ 本業務について、外部へ再委託はしないこと。
- ④ 第三者へ情報提供しないこと。

- ⑤ 情報の所持中・保管中の事故対策をすること。
- ⑥ 受注者は計量証明事業者であり、かつ、騒音にかかわる計量士が複数人いること。
- ⑦ 受注者は、石川県内において本業務及び同種の業務受託実績があること。
- ⑧ 使用機器(騒音計)について、計量検定を通過している機器を使用すること。
- ⑨ この業務を実施する上で必要な物品及び消耗品等は、すべて受注者の負担とする。
- ⑩ この仕様書に定めのない事項については、別途協議のうえ決定するものとする。

騒音調査地点

測定点番号	路線 番号	路線名	評価区間番号
		所在地	
道路①	249	一般国道 2 4 9 号	10780
		門前町本市～門前町池田	